

## 西武文理大学 学生サポートルーム規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、西武文理大学障害学生支援規程に基づき、西武文理大学学生サポートルーム（以下「サポートルーム」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 サポートルームは、本学における障害学生支援の実務を担当する専門部署として、障害のある学生からの申出や相談等に対応し、関係教職員と連携・協力して支援業務を行う。また、障害学生支援委員会が決定した施策、及び障害学生の支援方針に基づき、具体的な支援内容の調整及び実施に関する業務を行う。

### (定義)

第3条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害、病弱があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### (業務)

第4条 サポートルームは、次に掲げる業務を行なう。

- (1) 入学を希望する学生への情報提供及び相談対応に関すること
- (2) 入学者選抜における受験上の配慮に関する業務に関すること
- (3) 障害のある学生の支援の申し出等の相談への対応に関すること
- (4) 障害のある学生の教育的ニーズの把握及び障害学生支援委員会への報告に関すること
- (5) 障害のある学生の就労及びその支援に関すること
- (6) 障害学生支援に係る関係部局及び学外機関等との連絡調整に関すること
- (7) 障害学生支援学生の募集、養成及び支援組織の運営管理に関すること
- (8) 学内外における障害学生支援に関する理解啓発に関すること
- (9) 施設・設備のバリアフリー化に関すること
- (10) その他、障害学生支援に関し障害学生支援委員会が必要と認めたこと

### (サポートルームの職員)

第5条 サポートルームは、次に掲げる職員を置く。

- (1) キャンパスソーシャルワーカー
- (2) その他、障害学生支援に関し障害学生支援委員会が必要と認めた者

第6条 サポートルームに、サポートルームを運営管理する室長を置く。

2 室長は、障害学生支援委員会の委員長が兼務するものとし、学長が任命する。

3 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。室長が任期の途中で退任した場合は、新任者の任期は前任者の残存期間とする。

### (事務)

第7条 この規則に関する事務は、サポートルームもしくは教学課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、サポートルームの運営について必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。